



国民の権利と財産を守る

法務局

Legal Affairs Bureau



法務省民事局

目 次

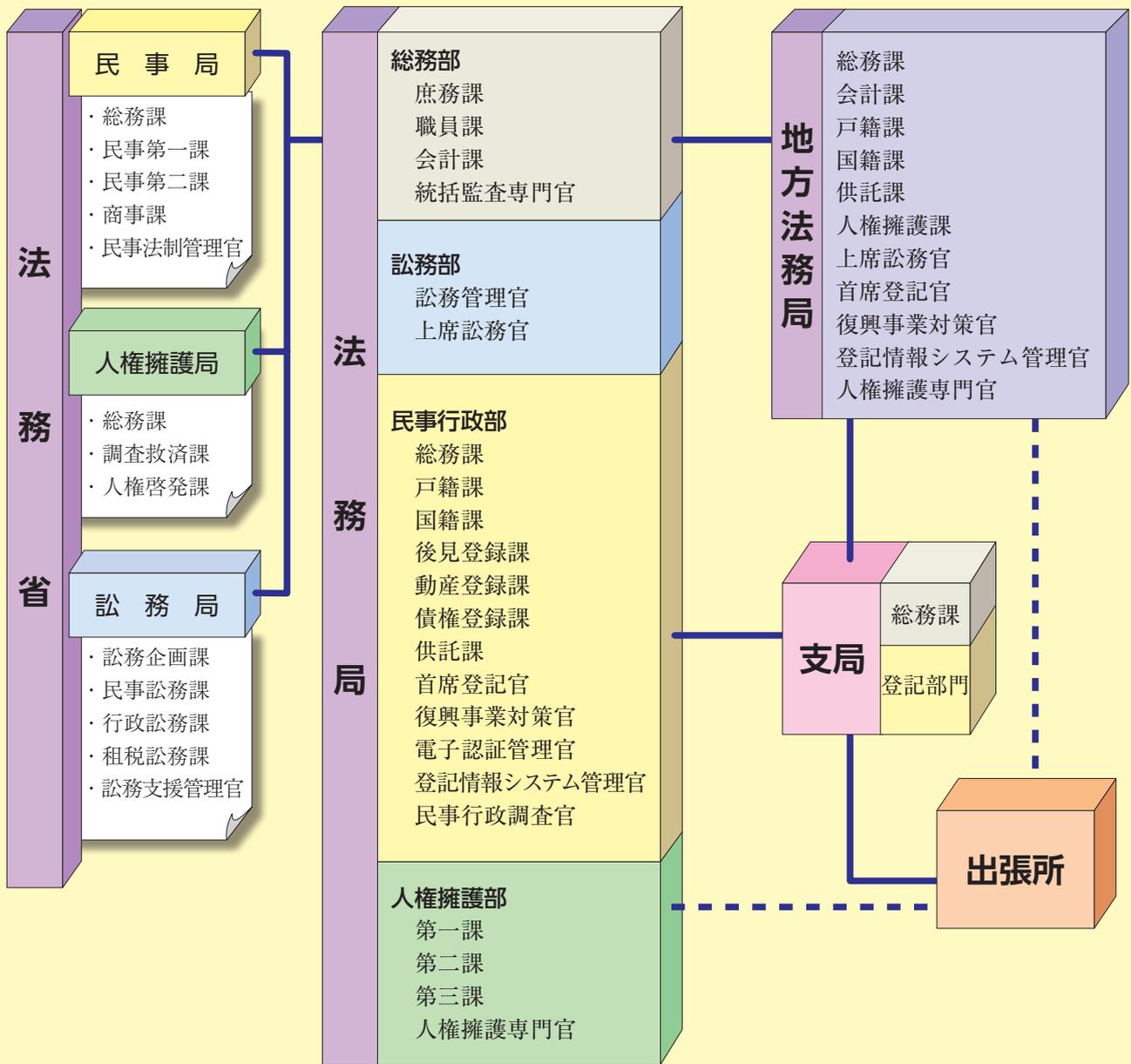
法務局の組織	3
登記事務 ～資本主義経済の基盤～	4
不動産登記	
相続登記の促進（法定相続情報証明制度）	
登記所備付地図の整備	5
筆界特定制度	
商業・法人登記及び電子認証制度	6
動産譲渡登記・債権譲渡登記	
成年後見登記	
戸籍・国籍事務 ～日本国民の証～	7
供託事務 ～預けて安心～	
人権擁護事務 ～基本的人権の尊重～	8
訟務事務 ～国を当事者とする訴訟等の適正な処理～	
くらしの中の法務局	9
法務局における一般的なキャリアパス	10
研修制度	11
キャリアステップ	12
仕事と育児の両立支援制度の活用	14
ワークライフバランスの充実	15

～法務局の沿革～

- ◆ 昭和 22 年 5 月 3 日 新憲法、裁判所法施行
裁判所から「司法事務局」として独立
 - ・ 「戸籍、登記、供託、公証、司法書士等に関する事務」を所掌する行政機関として発足
- ◆ 昭和 24 年 6 月 1 日
「法務局及び地方法務局」と改称
 - ・ 昭和 24 年 6 月 1 日
「訟務及び人権擁護に関する事務」が所掌事務に加わる。
 - ・ 昭和 25 年 7 月 1 日
「国籍に関する事務」が所掌事務に加わる。
 - ・ 昭和 35 年 4 月 1 日
「表示に関する登記の事務」が所掌事務に加わる。
- ※ 昭和 25 年 7 月 31 日、「土地台帳及び家屋台帳に関する事務」として税務署から移管されたが、台帳と登記簿が一元化され、表示登記制度が創設された。
- ※ 平成 10 年に債権譲渡登記、同 12 年に成年後見登記及び商業登記に基礎を置く電子認証、同 17 年に動産譲渡登記、同 18 年に筆界特定の各事務を所掌事務に加える。
- ※ 平成 29 年に法定相続情報証明制度の運用を開始した。



法務局の組織



東京法務局

不動産登記

【概要】

不動産登記とは、私たちの大切な財産である土地や建物の所在・面積のほか、所有者の住所・氏名などについて、民法や不動産登記法に精通した登記官(法務局職員)が登記簿に記録し、一般公開する制度です。登記事項証明書は、手数料を納めれば、誰でも請求することができます。

登記事項証明書の見本

●所有権の移転の登記

土地や建物を買って自分が所有者になったということを誰にでも主張できるようにするための登記



●抵当権の設定の登記

土地や建物を担保にして銀行などからお金を借りるときに設定する登記



このように、不動産に関する情報を登記簿に記録し、公示することで、国民の権利の保全を図り、不動産の取引の安全と円滑を図っています。

相続登記の促進 (法定相続情報証明制度)

【相続登記がされていない問題について】

相続登記が放置されているため、所有者の把握が困難となり、まちづくりのための公共事業が進まないなどのいわゆる所有者不明土地問題は全国に広がっており、社会的関心を集めています。また、相続登記未了は、適切な管理がされていない空き家の増加の要因の一つとの指摘もあるため、法務局においては、相続登記の促進に向けて、各種取組を行っています。

相続登記とは

- ・不動産の所有者(登記名義人)が死亡した際に行う所有権の移転の登記のことです。
- ・法定の相続分による場合、遺言に基づく場合、遺産分割協議に基づく場合などがあります。

具体的な方策の一つとして...



【法定相続情報証明制度】

相続人が、戸籍関係書類等とともに法定相続情報を記載した一覧図を法務局に提出すると、その記載内容を登記官が確認して対外的に証明するという制度です。

本制度を利用する相続人に、相続登記のメリットや放置することのデメリットを登記官が説明することなどを通じ、相続登記の申請を促していきます。また、相続登記の申請の際の手続的負担の軽減及び民間も含めた様々な相続手続の重複をなくすことができ、社会全体のコストの削減も期待できるものです。

登記所備付地図の整備

【登記所備付地図とは】

登記所には、土地の位置や形状、筆界（土地と土地の間の境界線）を明確にするため、精度の高い測量の成果に基づき作成された地図を備え付けるものとされており、この地図を、登記所備付地図といいます。

なお、登記所備付地図のない地域においては、地図に準ずる図面（いわゆる「公図」）が備え付けられています。

公図とは

公図とは、土地の形状や地番が書かれているものの、精度が高いとはいえない図面の俗称であり、その多くは明治時代の地租改正により作成された図面（旧土地台帳附属地図）です。

【地図を作るメリット】

○都市の再開発が進み、大規模商業施設等が増えて、経済活動が活発になります。

○大規模災害が起こった場合であっても、土地の買収が容易になり、復旧・復興事業を迅速に行うことができます。

○隣地との境界が明確になるため、隣人との境界争いが起きる心配がありません。

【登記所備付地図の整備の概要】

1 登記所備付地図作成作業（平成 27 年度～平成 36 年度）

全国の人口集中地域を対象（10 か年、合計 200km²）

2 大都市型登記所備付地図作成作業（平成 27 年度～平成 36 年度）

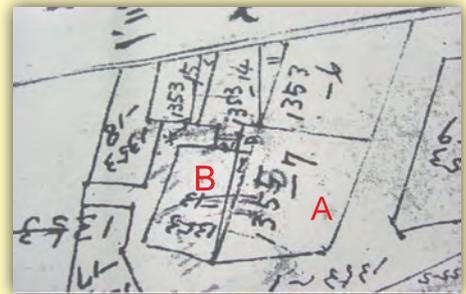
地図の整備が特に困難な大都市や地方の拠点都市を対象とした地図作成作業（10 か年、合計 30km²）
（具体例）

- 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連施設整備予定地域周辺で実施
- 大規模商業・産業施設整備予定地域周辺で実施
- リニア中央新幹線等の公共インフラの経済的効果の高い施設等の整備予定地域周辺で実施

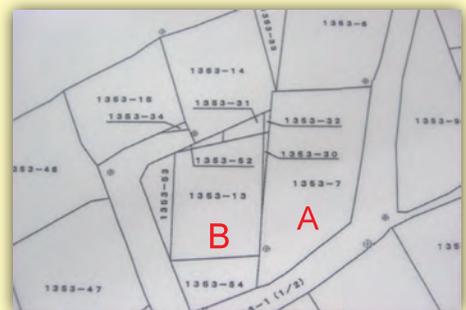
3 震災復興型登記所備付地図作成作業（平成 27 年度～平成 32 年度）

東日本大震災の被災地を対象（宮城県、福島県及び岩手県）
（6 か年、合計 18km²）

公 図



登記所備付地図



筆界特定制度

【概 要】

筆界特定制度とは、土地の筆界をめぐる紛争の予防・早期解決に資するため、筆界特定登記官が現地における筆界の位置を判断する制度です。

【制度の特色】

- 裁判より簡易迅速に筆界を特定
- 土地家屋調査士等の専門家の関与による中立・公正な判断
- 関係人に対する意見陳述の機会の付与による手続保障の充実
- 資料収集・調査を法務局が行い、申請人の負担を軽減



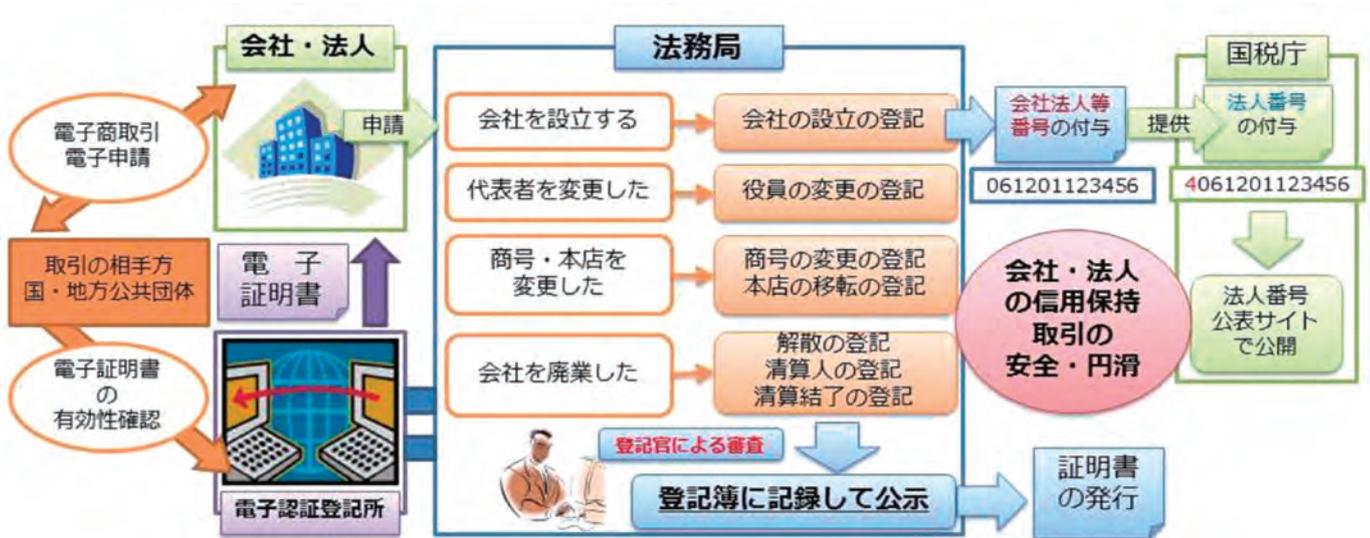
商業・法人登記及び電子認証制度

【商業・法人登記とは】

会社・法人は、設立の登記をすることによって成立し、法人格が与えられます。そして、商号や代表者名など、会社・法人の重要な情報を登記簿に記録して公示しています。これにより、会社・法人の信用を維持し、取引の安全と円滑を図る役割を果たしています。

【電子認証制度とは】

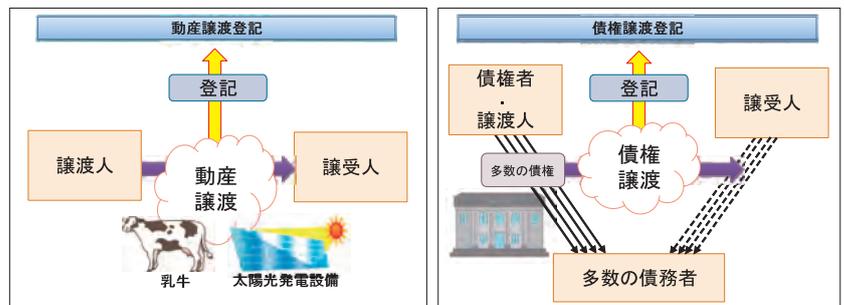
近年、インターネットを利用した電子商取引や電子申請が増加していますが、法務局では、商業・法人登記の情報に基づき、会社・法人の代表者等が電子情報を作成したことを証明するための電子証明書を発行し、電子取引社会における会社・法人の認証基盤としての役割を果たしています。



動産譲渡登記・債権譲渡登記

【概要】

動産譲渡登記は法人がする動産（在庫商品、機械設備、家畜等）の譲渡について、債権譲渡登記は法人がする金銭債権の譲渡について、民法の特例として第三者対抗要件となるものであり、動産や債権を利用した企業の資金調達の円滑化に貢献する役割を果たしています。



成年後見登記



【概要】

成年後見制度は、認知症などの理由により判断能力の不十分な本人（被後見人等）に代わって、後見人が財産管理や各種契約等の法律行為をすることなどによって、本人を保護・支援する制度です。

成年後見等が開始した場合には、東京法務局において成年後見登記がされ、この登記に基づいて、全国の法務局では成年後見登記に関する証明書を交付しています。

戸籍・国籍事務 ～日本国民の証～

【戸籍事務とは】

戸籍制度は、日本国民の一人一人について、その出生から死亡に至るまでの親族的身分関係を登録し、公証する唯一の制度です。戸籍事務は、市区町村で取り扱われますが、全国統一的に処理されるよう、法務局では、管轄区域内の市区町村に対し、助言、勧告、指示等を行っています。

【国籍事務とは】

法務局では、外国人の帰化許可申請などの受付、審査など、国籍に関する業務も行っていきます。日本国籍を有することで、参政権が認められ、公務に就任できるなど、外国人とはその法的地位に大きな違いがあり、国籍に関する業務は極めて重要なものです。



～無戸籍者解消に対する取組～

日本国民は、出生届が提出されることによって戸籍に登録されることとなりますが、様々な理由により出生届が提出されることなく、戸籍に登録されていない方（無戸籍者）がいます。無戸籍者は、各種行政サービスが受けられないなどの不利益があることから、早期に無戸籍状態が解消されることが望まれています。

法務局における無戸籍者解消の取組等については、法務省ホームページ (http://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00034.html) においても紹介しています。

供託事務 ～預けて安心～

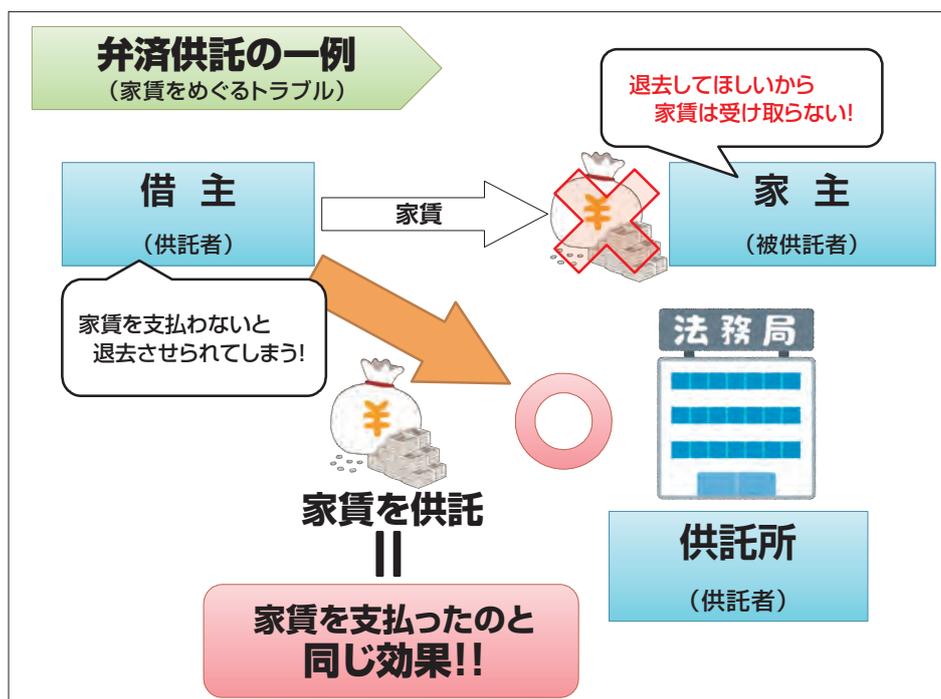
【概要】

供託とは、供託者が、ある目的（債務の弁済など）をもって、金銭などを供託所（法務局）に提出し、最終的に供託所がその財産をある人（被供託者）に取得させることによって、その目的を達成させるための制度です。

【供託の種類】

供託には、弁済と同じ効果が生ずる弁済供託を始めとして、様々な種類（一定の営業を行うに当たって必要とされる営業保証供託や選挙に立候補するためにする選挙供託など）があります。

これらの供託は、いずれも国民の権利保全や紛争予防等のために、重要な役割を果たしています。



人権擁護事務 ～基本的人権の尊重～

【概要】

基本的人権の尊重は、日本国憲法の柱の一つ。人権の擁護は、全ての人の人権が尊重される平和で豊かな社会の実現を目指す取組です。



啓発ビデオ「インターネットと人権 加害者にも被害者にもならないために」

子どもの人権 SOS
ミニレター (小学生用)



【活動内容】

法務局では、全国の約14,000人の人権擁護委員と連携して、人権侵害による被害者の救済を図る調査救済活動や、人権尊重の理念を広めるための人権啓発活動などを行っています。

訟務事務 ～国を当事者とする訴訟等の適正な処理～

【概要】

訟務とは、国を当事者とする訴訟等について、国を代表し、国の立場から裁判所に対する申立てや主張・立証などの活動を行うことをいいます。

訟務事務を行う法務局の職員は、国の指定代理人として、法と証拠に基づいた適正な訴訟活動を行います。また、行政庁からの求めに応じて、政策実行前の段階から、提訴リスクや敗訴リスクに関する法的助言を行うことで、紛争を未然に防止するための活動（予防司法支援）も行っています。

このように、訟務は、国民全体の利益と個人の権利・利益との間に正しい調和を図り、法律による行政の原理の確保に寄与する重要な役割を果たしています。

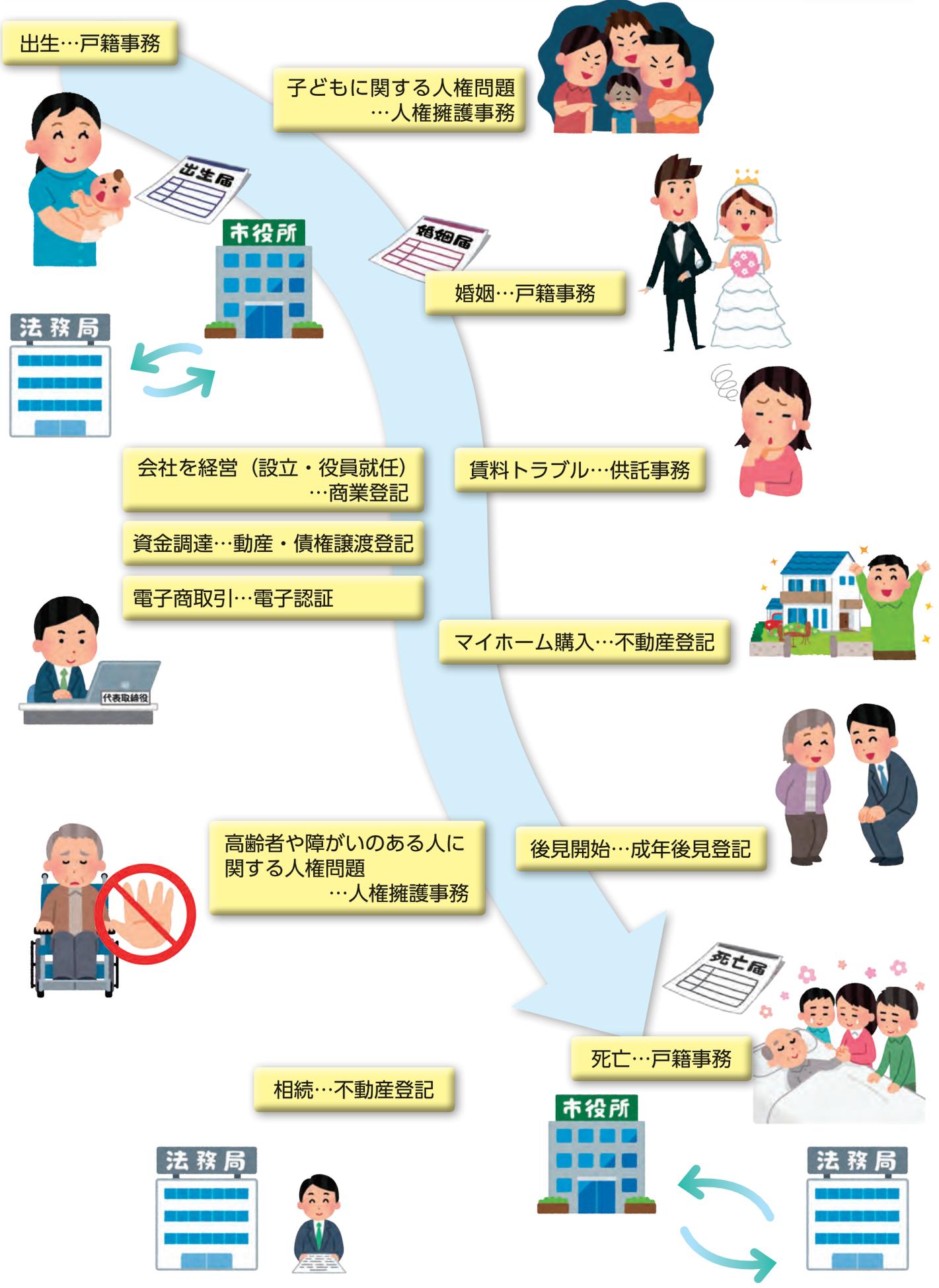
【具体的な訴訟の例】

- ・ アスベスト訴訟
- ・ 原爆症認定訴訟
- ・ 基地関係訴訟
- ・ 水俣病関係訴訟
- ・ C型肝炎訴訟
- ・ B型肝炎訴訟
- ・ 原子力関係訴訟
- ・ 福島原子力発電所事故に伴う国家賠償請求訴訟
- ・ 諫早湾干拓関係訴訟
- ・ マイナンバー訴訟
- ・ 安保法制関係国家賠償請求訴訟

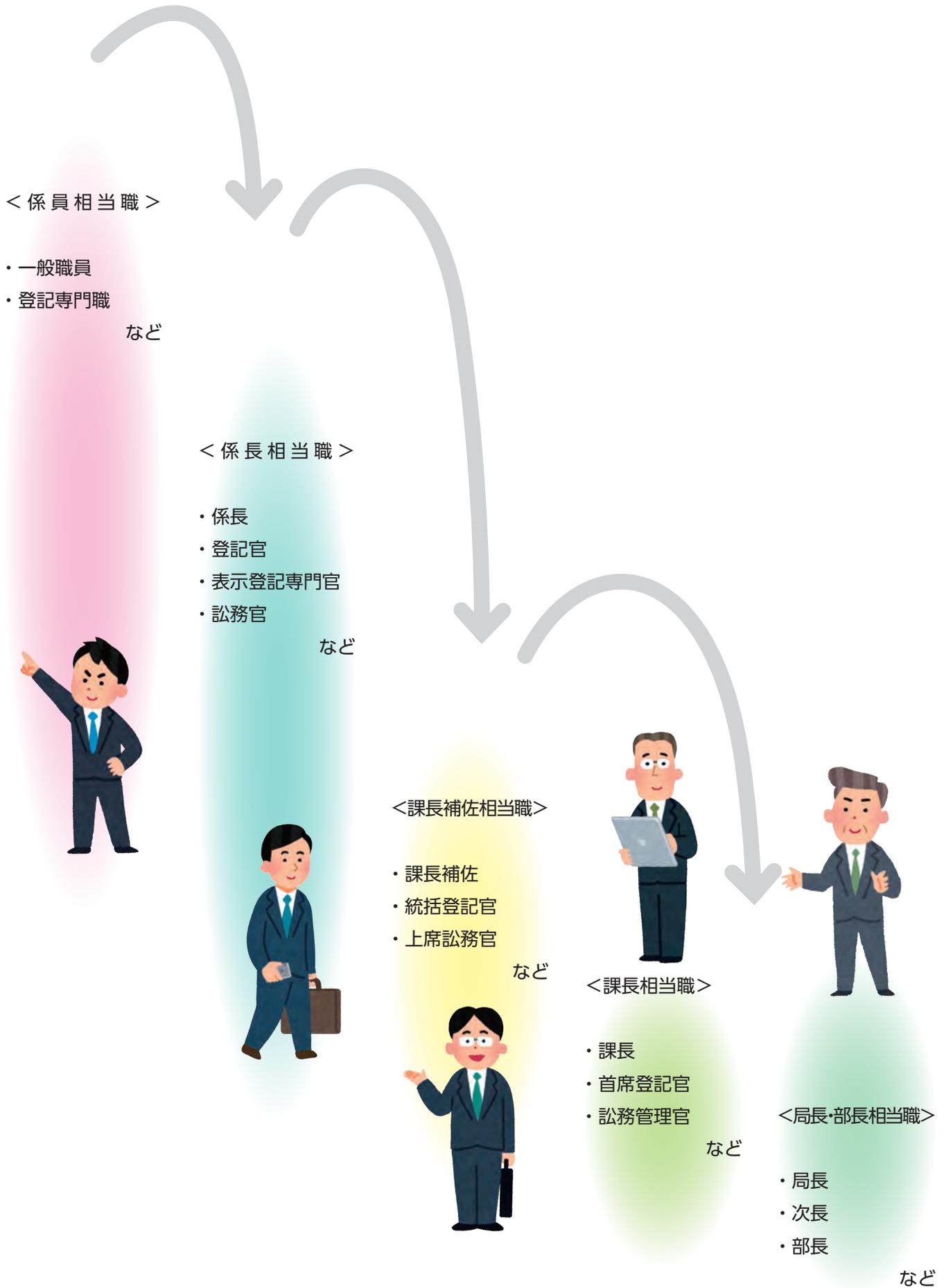


模擬法廷

くらしの中の法務局



法務局における一般的なキャリアパス



研修制度

地方
研修

<初等科研修> (約1か月間・一般職(高卒者):採用後1年以内)
法務局職員としての心構え, 新任職員として必要な基礎的法律知識・技能の修得



<中等科研修> (約2か月間・一般職(大卒程度):採用後1年以内,
一般職(高卒者):初等科研修修了後4年経過後)
法務局職員としての心構え, 中堅係員として必要な基本的法律知識・技能の修得



<専修科研修> (約2か月間・中等科研修修了後5年経過後)
指導的立場の中堅職員として必要な法律知識・技能の修得, 社会的識見の涵養



<高等科研修> (約3か月間)
将来の幹部職員として必要な高度の法律知識・法律的素養の修得, 社会的識見の涵養

<中央測量技術講習> (約5か月間)
不動産の表示に関する登記及び筆界特定の事務並びに登記所備付地図の作成作業について中心的役割を担い得る者の養成

<登記専攻科研修> (約1か月間)
登記部門の指導的職員として必要な高度の専門的知識・技能の修得, 社会的識見の涵養

<訟務担当官研修> (約2週間)
訟務担当官として必要な専門的知識・技能を修得



中央
研修

<新任統括登記官研修> (約1週間)
統括登記官として必要な高度の専門的知識・技能の修得

<新任課長研修> (約1週間)
戸籍課長, 国籍課長及び供託課長として必要な高度の専門的知識・技能の修得

<専門科研修> (約2~3週間)
訟務部門及び人権擁護部門の課長級職員として必要な高度の専門的知識・技能の修得

<管理科研修> (約2週間)
課長・支局長等として必要な管理能力の修得



<管理研究科研修> (約1週間)
局長・部長として必要な高度の管理能力の修得



講義形式



セミナー形式



研修所・千葉県浦安市

1年目（新規採用者）

高松法務局民事行政部不動産登記部門
大棟 奈歩



私は現在、不動産登記の業務を担当しています。

大学では、法律とは無縁な文学を学んでいました。そのため、専門的な知識は全くなく、入局するまで、しっかり業務に携わることができるのか不安に思うこともありましたが、しかし、実際に勤務してみると、先輩職員の方々が、基礎から丁寧に教えてくださり、少しずつですが仕事を覚えることができています。

法務局の仕事は多岐にわたっているので、様々な仕事をこなすことができるのか、不安もありますが、一方でとても楽しみでもあります。というのも、法務局の業務はどれをとっても、国民生活に密着しており、国を支える重要な仕事をしているという強い責任感とやりがいを感じられる仕事だからです。

また、先輩職員の中には、育児時間などを利用している方もたくさんおり、仕事もプライベートも充実させることができる職場だということを知り、入局して改めて感じています。

このように、法務局はとても働きやすい環境の中でやりがいのある仕事をする場所です。専門知識の有無に関わらず、関心のある方は是非、法務局にいらしてください。

1年目（新規採用者）

富山地方法務局高岡支局
野崎 海



私は、大学で学んだ法律の知識をいかせること、幅広い業務を取り扱っていることに魅力を感じ、法務局を志望しました。また、法務局の業務は国民の生活と密接な関わりがあるので、それを支える一員として働きたいと考えました。

現在、私は富山地方法務局高岡支局総務課に配属され、登記以外の様々な業務に関わっています。配属前は、法務局というと登記に関する業務がメインだと思っていました。しかし、支局総務課で扱っている戸籍、供託、人権擁護などは、どれも国民の権利を守るために重要な業務ばかりで、とてもやりがいを感じています。

まだまだ分からないことだらけの私ですが、周りの上司や先輩方が一つ一つ丁寧に教えてくださるので、安心して業務に取り組むことができています。また、法務局は堅い職場というイメージを持っている方も多いかもしれませんが、先輩方は気さくで明るい方ばかりでとても働きやすい職場です。

是非、業務説明会等にきていただき、法務局の業務の魅力を知ってください。皆さんと一緒に仕事ができる日を楽しみにしています。

8年目（主任級）

秋田地方法務局人権擁護課
結城 翔太



私は、現在、人権擁護課に所属し、人権啓発活動、人権相談、人権侵犯事件の調査救済活動などの業務を担当しています。具体的には、プロスポーツチームやテレビ局と連携して、地域の実情等に合わせた人権啓発イベントの企画を行ったり、地域の人々からの人権相談を受ける中で、セクハラ、パワハラ、いじめ、虐待、DVなどの人権侵犯の疑いがある事案に接した際は、関係者の聴取などの調査を行い、事案に応じた適切な救済措置を講じています。

こうした業務を通じ、地域の人々の人権意識の高まりや人権擁護業務を所管する法務局への期待の大きさを実感しています。

私は、法務局に採用され、今年で8年目になりますが、これまで、法務局の多岐にわたる業務のうち、登記、供託、会計の業務を経験してきました。いずれの業務も専門的な知識や技能が求められますが、先輩方の温かい指導の下で、自己研さんに励むことができました。

法務局は、とても働きやすい職場です。法務局の業務に興味をお持ちの皆さん、是非、業務説明会や官庁訪問にお越しいただき、その魅力を感じて下さい。

21年目（係長級）

東京法務局民事行政部戸籍課
第二係長 麻生 雪重



私が所属する戸籍課では、戸籍事務に関して市区町村に対する指示などを行ったり、近年、社会問題となっている無戸籍者問題の解消のための取組を行ったりしています。

私は、主に市区町村からの戸籍事務の処理方法や届出の受理の可否などの問合せに対する回答や、疑義がある事件の調査、市区町村への研修の実施などの業務を担当しています。

戸籍制度は、日本国民の出生から死亡までの親族的身分関係を登録し、公証するものであり、国民にとって身近なものですが、近年の国際化に伴い外国人と日本人の婚姻や、外国人の子の認知といった涉外戸籍の照会が非常に増えています。そのため、外国で発行された証明書の真正の確認や、外国法制の調査、外国人との面談というように、一見、戸籍の業務とは思えない国際的な業務内容となっています。

戸籍の業務は、専門的な知識を要する上、市区町村との関わりや、国際的であることも含め、その範囲は多岐にわたり、大変なことも多いですが、その分、ほかでは経験することのできない充実した仕事ができる職場であり、魅力的なものだと思っています。

35年目（課長級）

京都地方法務局不動産登記部門
首席登記官 山照 多賀世



私たち登記官は、国民の皆様から提出された申請書が適法な登記申請であるかどうかを審査し、適法な申請であると判断した場合は、これを登記簿に記録し、登記記録として公示しています。

また、災害等で土地の境界が分からなくなった場合でも、登記簿に記録された土地の区画が現地で復元できるよう、法務局において選定した地域の土地を調査・測量して正確な地図を作成する業務や、登記官が当事者間に争いのある土地の筆界を確認するという業務を行っています。

そして、現在、所有者不明土地問題の解消のため、登記官にこれらの土地の所有者の調査権限を付与する法案が国会で審議されています。この法律が施行されれば、いわゆる「骨太の方針」に掲げられた重要政策に登記の専門家として関わることとなりますので、登記官に対する国民の皆様からの期待と、その責任を改めて感じているところです。

登記業務は全て法令に基づいて処理するため、処理に疑問があれば、若い職員を含めて、大いに議論します。このような法律実務家としての仕事に興味があれば、是非法務局に足を運んでください。

37年目（局長・部長級）

福岡法務局長
鎌倉 克彦



私の法務局人生は、支局における登記の窓口勤務からスタートしました。忙しい職場でしたが、窓口を訪れた方から、対応について感謝の言葉を頂くと大変うれしく、やりがいを感じました。その後、本局や本省において様々な仕事を経験しましたが、法務局のいずれの仕事も国民の生活や経済活動の基盤を支える極めて重要な役割を担っており、強い使命感を抱きつつ勤務し、今日に至っています。

法務局は、法務省の地方組織として、国民の財産や身分関係を保護する登記、戸籍、国籍、供託の民事行政事務、国の利害に関係のある訴訟活動を行う訟務事務、国民の基本的な人権を守る人権擁護事務を行っています。現在、全国の法務局において、いわゆる所有者不明土地問題を解決するための施策にも取り組んでいます。

これらの幅広い業務を行うため、全国の法務局職員一人一人が使命感と誇りをもって日々頑張っていると思います。皆さんが法務局の一員となり、法務局がより一層、国民と社会に貢献できるよう、皆さんの力を貸していただくことを期待しています。

仕事と育児の両立支援制度の活用

千葉地方法務局船橋支局
登記専門職 大谷 俊介



私は、長男（第二子）の保育園への送迎のため、平成29年4月から育児時間を取得しています。

それまでは、保育園への送迎等は妻に任せきりでしたが、妻からの要望やその当時担当していた業務に慣れてきたこともあり、取りあえず朝の送りだけでもと育児時間を取得することとなりました。いざ、やってみると、保育園の勝手が分からず四苦八苦し、また、勤務時間も短くなるので、業務をこなすのも大変でした。妻が今まで、いかに苦勞していたかがよく分かりました。

そんな慌ただしい日々ですが、そのような育児の時間を確保できていることやこれまでの妻の苦勞を少しは理解できるようになったのも、法務局において育児のための支援制度が充実していることや、その制度を活用することに対する職場の方々の理解と協力のお陰であると思います。

このように、法務局には、仕事と育児を両立するための恵まれた環境が整っています。その恵まれた環境に感謝しつつ、これからも仕事と育児にいそしみ、慌ただしいながらも充実した日々を送っていきたいと思います。

<実際に利用した制度>

- ・育児時間（平成29年4月1日～30年3月31日 毎朝1時間
平成30年4月1日～ 毎夕30分）



札幌法務局民事行政部総務課
監査専門官 高橋 奈都子



現在3歳になる息子の出産後、約5か月の育児休業を取得しました。息子が7か月の時に職場復帰をしましたので、復帰直後は、子が1歳に達するまで利用できる「保育時間」という制度や、育児時間、休憩時間の短縮と、利用できる制度をフル活用させていただきました。

復帰直後は、仕事と育児の両立が本当にできるのか不安でしたが、職場の方々の理解と協力が助けられながら、仕事を続けることができています。また、仕事で疲れることがあっても、子供の存在が癒しや励みになり、仕事に向かう活力になっています。

職場には、子育て中の女性職員も多く、身近にロールモデルとなる先輩方がいることはとても心強いですし、働く母としての情報交換ができることは、とても恵まれていると感じています。

子育て支援の制度が確立しているだけでなく、それを利用しやすい環境であることは法務局の魅力ではないでしょうか。

これからも、制度を活用させていただきながら、周りの方への感謝の気持ちを胸に、仕事も育児も前向きに取り組んでいきたいと思っています。

<実際に利用した制度>

- ・育児休業（平成26年11月1日～平成27年4月8日）
- ・保育時間（平成27年4月9日～子が1歳に達するまで）
- ・育児時間（平成27年4月9日～毎日30分）
- ・休憩時間の短縮特例（平成27年4月9日～毎日15分）



ワークライフバランスの充実

広島法務局民事行政部不動産登記部門
西元 里奈



私は、法務局に採用されて3年目ですが、日頃から、仕事とプライベートのオン・オフの切替えを大切にしています。プライベートの充実の仕事の活力となり、仕事がうまくいくことが、プライベートの充実につながると思うからです。

私のプライベートの楽しみは、主にプロ野球観戦（広島カープのファンです。）と旅行です。

カープファンになったのは、高校生の時、初めて球場に行き、臨場感あふれるその雰囲気と、迫力ある選手のプレーに魅了されたことがきっかけでした。社会人となった今も、仕事終わりや休日を利用して、度々、球場に足を運び、応援歌に合わせ、いつも夢中になって声援を送っています。そして、選手が最後まで諦めない姿は、私にとって、仕事をする上での原動力になっています。

また、休暇を取得して行く旅行では、初めての場所を訪れたり、遠方の友人と会うなどして刺激を受け、心身共にリフレッシュしています。

そんな私にとって、法務局はワークライフバランスの充実を実現できる、とても働きやすい職場だと思っています。

これからも充実した毎日を送るため、仕事にプライベートに、一層頑張っていきたいと思います。



神戸地方法務局総務課
監査専門官 西澤 竜夫



私は、約1年前、趣味でロードバイク（高速走行用の自転車）を始めました。

運動不足解消ぐらいの軽い気持ちで始めたのですが、きれいな景色を駆け抜ける爽快感と、汗をかいた後の温泉が最高で、気が付けば伊豆半島一周サイクリング（約200km、高低差は富士山ぐらい）に挑戦するほどハマっています。今では休日にサイクリングに出かけるのが楽しみで、前日には仕事を早く切り上げ、大好きなお酒も控えて体調を整えるようになりました。平日は、定時退庁日に自転車屋に立ち寄り、欲しい部品を眺

めたり、次に走りたいコースを思い浮かべたりして気分転換しています。休日にロードバイクを楽しむ私ですが、平日はママチャリにまたがり、子どもを保育所に送迎しています。法務局では、休暇や育児支援制度等を利用しやすい環境が整っており、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）が図られています。「子育てガンバレ！」と応援してくれる職場、「また自転車に乗るの？」と言いながらも趣味に理解を示してくれる家族に支えられ、私は、充実した毎日を送っています。



詳しくは

法務局

検索

局名	管轄区域	所在地	郵便番号	電話番号
東京法務局	東京都	東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第2合同庁舎	102-8225	(03) 5213-1234
横浜地方法務局	神奈川県	横浜市中区北仲通 5-57 横浜第2合同庁舎	231-8411	(045) 641-7461
さいたま地方法務局	埼玉県	さいたま市中央区下落合 5-12-1 さいたま第2法務総合庁舎	338-8513	(048) 851-1000
千葉地方法務局	千葉県	千葉市中央区中央港 1-11-3	260-8518	(043) 302-1311
水戸地方法務局	茨城県	水戸市三の丸 1-1-42 駿優教育会館	310-0011	(029) 227-9911
宇都宮地方法務局	栃木県	宇都宮市小幡 2-1-11	320-8515	(028) 623-6333
前橋地方法務局	群馬県	前橋市大手町 2-3-1	371-8535	(027) 221-4466
静岡地方法務局	静岡県	静岡市葵区追手町 9-50 静岡地方合同庁舎	420-8650	(054) 254-3555
甲府地方法務局	山梨県	甲府市丸の内 1-1-18 甲府合同庁舎	400-8520	(055) 252-7151
長野地方法務局	長野県	長野市旭町 1108	380-0846	(026) 235-6611
新潟地方法務局	新潟県	新潟市中央区西大畑町 5191 新潟法務総合庁舎	951-8504	(025) 222-1561
大阪法務局	大阪府	大阪市中央区谷町 2-1-17 大阪第2法務合同庁舎	540-8544	(06) 6942-1481
京都地方法務局	京都府	京都市上京区荒神口通河原町東入上生州町 197	602-8577	(075) 231-0131
神戸地方法務局	兵庫県	神戸市中央区波止場町 1-1 神戸第2地方合同庁舎	650-0042	(078) 392-1821
奈良地方法務局	奈良県	奈良市高畑町 552	630-8301	(0742) 23-5534
大津地方法務局	滋賀県	大津市京町 3-1-1 大津びわ湖合同庁舎	520-8516	(077) 522-4671
和歌山地方法務局	和歌山県	和歌山市二番丁 3 (和歌山地方合同庁舎)	640-8552	(073) 422-5131
名古屋法務局	愛知県	名古屋市中区三の丸 2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館	460-8513	(052) 952-8111
津地方法務局	三重県	津市丸之内 26-8 津合同庁舎	514-8503	(059) 228-4191
岐阜地方法務局	岐阜県	岐阜市金竜町 5-13	500-8729	(058) 245-3181
福井地方法務局	福井県	福井市春山 1-1-54 福井春山合同庁舎	910-8504	(0776) 22-5090
金沢地方法務局	石川県	金沢市新神田 4-3-10 金沢新神田合同庁舎	921-8505	(076) 292-7810
富山地方法務局	富山県	富山市牛島新町 11-7 富山合同庁舎	930-0856	(076) 441-0550
広島法務局	広島県	広島市中区上八丁堀 6-30	730-8536	(082) 228-5201
山口地方法務局	山口県	山口市中河原町 6-16 山口地方合同庁舎 2号館	753-8577	(083) 922-2295
岡山地方法務局	岡山県	岡山市北区南方 1-3-58	700-8616	(086) 224-5656
鳥取地方法務局	鳥取県	鳥取市東町 2-302 鳥取第2地方合同庁舎	680-0011	(0857) 22-2191
松江地方法務局	島根県	松江市東朝日町 192 番地 3	690-0001	(0852) 32-4200
福岡法務局	福岡県	福岡市中央区舞鶴 3-5-25	810-8513	(092) 721-4570
佐賀地方法務局	佐賀県	佐賀市城内 2-10-20	840-0041	(0952) 26-2148
長崎地方法務局	長崎県	長崎市万才町 8-16	850-8507	(095) 826-8127
大分地方法務局	大分県	大分市荷揚町 7-5 大分法務総合庁舎	870-8513	(097) 532-3161
熊本地方法務局	熊本県	熊本市中央区大江 3-1-53 熊本第2合同庁舎	862-0971	(096) 364-2145
鹿児島地方法務局	鹿児島県	鹿児島市鴨池新町 1-2	890-8518	(099) 259-0680
宮崎地方法務局	宮崎県	宮崎市別府町 1-1 宮崎法務総合庁舎	880-8513	(0985) 22-5124
那覇地方法務局	沖縄県	那覇市樋川 1-15-15 那覇第1地方合同庁舎	900-8544	(098) 854-7950
仙台法務局	宮城県	仙台市青葉区春日町 7-25 仙台第3法務総合庁舎	980-8601	(022) 225-5611
福島地方法務局	福島県	福島市霞町 1-46 福島合同庁舎	960-8021	(024) 534-1111
山形地方法務局	山形県	山形市緑町 1-5-48 山形地方合同庁舎	990-0041	(023) 625-1321
盛岡地方法務局	岩手県	盛岡市盛岡駅西通 1-9-15 盛岡第2合同庁舎	020-0045	(019) 624-1141
秋田地方法務局	秋田県	秋田市山王 7-1-3	010-0951	(018) 862-6531
青森地方法務局	青森県	青森市長島 1-3-5 青森第二合同庁舎	030-8511	(017) 776-6231
札幌法務局	最寄りの法務局等	札幌市北区北 8 条西 2-1-1	060-0808	(011) 709-2311
函館地方法務局	にお尋ねください。	函館市新川町 25-18 函館地方合同庁舎	040-8533	(0138) 23-7511
旭川地方法務局		旭川市宮前 1 条 3-3-15 旭川合同庁舎	078-8502	(0166) 38-1111
釧路地方法務局		釧路市幸町 10-3	085-8522	(0154) 31-5000
高松法務局	香川県	高松市丸の内 1-1 高松法務合同庁舎	760-8508	(087) 821-6191
徳島地方法務局	徳島県	徳島市徳島町城内 6-6 徳島地方合同庁舎	770-8512	(088) 622-4171
高知地方法務局	高知県	高知市栄田町 2-2-10 高知よさこい咲都合同庁舎	780-8509	(088) 822-3331
松山地方法務局	愛媛県	松山市宮田町 188-6 松山地方合同庁舎	790-8505	(089) 932-0888



人権イメージキャラクター
人KEN まもる君

ひとりで
悩まず
相談してね



人KEN あゆみちゃん

人権相談 (平日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分)

- ・みんなの人権 110 番 0570-003-110
- ・子どもの人権 110 番 (通話無料) 0120-007-110
- ・女性の人権ホットライン 0570-070-810
- ・外国語人権相談ダイヤル 0570-090-911
- ・インターネット人権相談受付窓口 <http://www.jinken.go.jp/>

